

オリエント保険サービスがお届けする

“役立つ”保険メール

TOPIC

火災保険の加入・更新時に注意してください!!

～保険期間が10年を超える火災保険の契約ができなくなる?!～

みなさんは、ご自宅を火災保険を何年契約で加入されていますか？

現在、住宅の火災保険は最長で36年を保険期間として、契約することができます。住宅を購入する際に銀行などから借り入れる住宅ローンの返済期間が35年でも組めることなどに合わせているわけです。今回、保険期間の見直しが行われ、10年を超える火災保険が加入できなくなる方向となりました。



自然災害多発で火災保険の長期間の収支予測が困難に

今回の見直しは、局地的な集中豪雨の頻発や台風の多発など、従来の予想を超える規模の自然災害の発生が背景にあります。



平成26年2月には関東地方を中心に大雪が降り、損害保険協会加盟会社全体で、自然災害への支払いでは史上4番目の金額となる2,500億円を超える保険金が支払われました。このほか、広島での集中豪雨による土砂災害は記憶に新しいところです。

このように、以前とは異なって長い期間での火災保険の収支予測が難しくなり、長期契約の火災保険

を保険会社が引き受けることが難しくなったというわけです。



具体的には、保険会社にもよりますが、平成27年10月

以降、保険期間が10年を超える火災保険の新たな

契約の引き受けを停止する会社が出てくる方向です。新たに火災保険を契約する場合は、最長で10年間となり、10年後に契約更新を行うということになります。



加入している火災保険を確認しておきましょう!!



自然災害は以前にも増して頻繁に、そして強烈かつ大規模に起きています。

これから新規に住宅の購入を検討されている方をはじめ、既に火災保険に加入

されている方も、この機会にそれぞれの保険会社の対応を確認してみましょう。

契約されている火災保険の補償内容についても、この際に合わせて、地域の代理店に確認をしておくとい



～財産が少なくても相続争いが起きる時代です!!～

日本相続学会 理事 榊原 正則

1,000万円以下の少額な遺産で争われる件数が増加傾向に!!

平成22年度以降に家庭裁判所に持ち込まれた相続関係の相談件数は17万件を超えており、全体でも約3割を占めています。

相続における問題は相続税の負担だけではありません。骨肉の争いといわれるように、相続人が遺産の分割をめぐる醜い争いを繰り広げ、裁判で係争することもしばしば見受けられます。

遺産分割争いは増加し続けていますが、昨今とくに目立つのが遺産価額が1,000万円以下の少額の遺産での争い(認容・調停成立事件)です。平成25年度は平成17年度に比べて1,000件以上増加し、2,894件にも及んでいます。もはや「わが家は財産が少ないから揉め事は起きない」という時代ではなくなっているのです。

わが国の相続財産の約5割が土地や家屋等の不動産!!

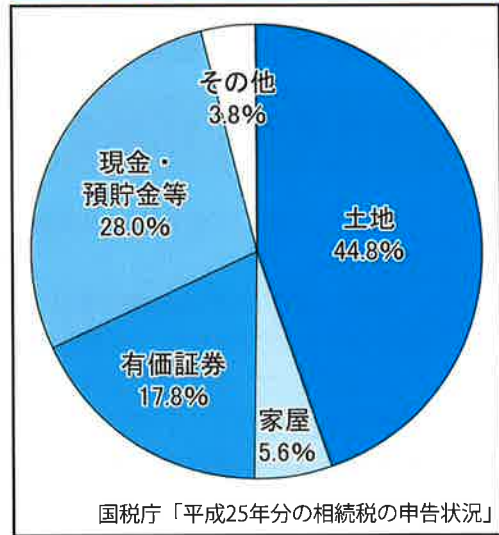
国税庁が公表した「平成25年分の相続税の申告状況」によると、わが国の相続財産は金額ベースで44.8%が土地、5.6%が家屋・構築物となっており、実に不動産が50.4%を占めています。

遺産分割においては現金や預貯金がもっとも分割しやすい財産です。それに対して土地や家屋等は分割しにくく、しかも流動性・換金性が低くなっています。こうしたことが遺産分割を一層難しくしているといえます。

相続対策は早めに!!

遺産分割協議が整わないと、相続財産に手をつけることはできません。また、税制上の配偶者の税

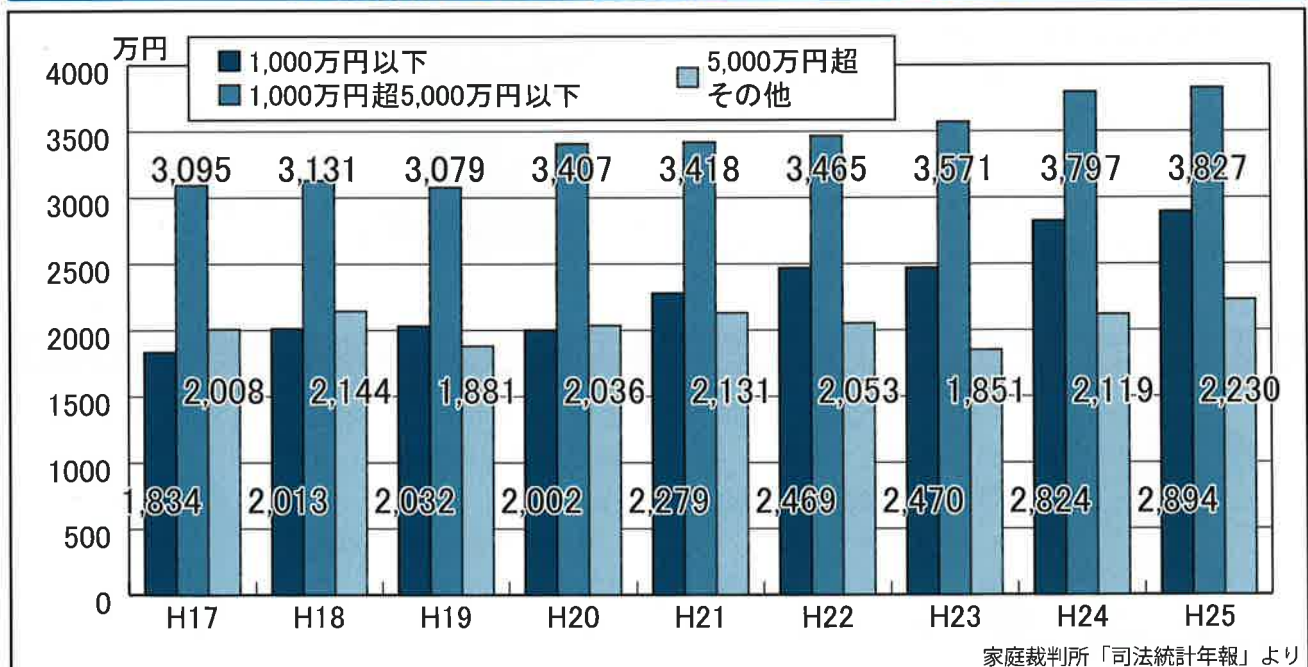
平成25年分の相続財産の構成比



額軽減、小規模宅地の特例といった優遇措置を受けることができません。

納税や遺産分割問題に対して、何より大切なのは資金準備です。資金は今日明日にできるものではありません。早めの相続対策が円満な相続へと結びつきます。

遺産分割事件のうち認容・調停成立(「分割をしない」を除く)遺産価額別



「遺産分割協議」とは? 相続人同士が話し合って遺産の取り分を決めることをいいます。相続人の1人でも同意を得られなければ成立しません。

～交通事故による企業損失と責任～

日本リスクマネジメント研究所 代表 山田 幸洋

交通事故による損害賠償金が高額化しています。業務中の全事故の中でも交通事故が多発しており、企業が受ける損失も大きいことから、企業経営上、交通事故を企業の最大リスクの一つとして捉え、事故防止対策に積極的に取り組むことが重要です。

● 思わぬ交通事故でも企業責任が!!

従業員が起こした交通事故について、企業に使用者責任・運行供用者責任があれば、損害賠償責任を負うことになります。とくに社有車の勤務時間外の無断私用、あるいは自家用車を業務に使用するようなケースでは、企業責任が問われることに留意が必要です。

① 社有車運転中の事故

業務を終えて帰社する途中での事故や、社有車での通勤が認められていた場合の通勤途上の事故は、使用者責任等を負うと考えられます。

また、従業員が勤務時間外に社有車を無断で私用運転し交通事故を起こした場合、社有車が使用されるに至った事情や私用運転と業務との関連性、社有車を業務に使用していた頻度、過去の無断私用運転の有無などを精査して、企業が私用運転を容認していたとされる場合には、使用者責任等があるとされた裁判例もあります。

② 自家用車運転中の事故

自家用車でも業務上の使用を認めていた場合は、社有車と実質的に同等のものとされ、使用者責任等を免れる

のは難しいとされます。

また、原則として自家用車の業務使用を禁止していた場合でも、例外的に業務遂行での使用を認めた際に起こした交通事故については、

同様に使用者責任等があると考えられます。



場合によっては高額賠償の判決が!

● 損害賠償金が5億円を超える判例も!!

以上のように、企業は社有車ばかりでなく、従業員の自家用車運転中についても業務等への関与の内容や程度によって使用者責任等を負う可能性が大了。

近年、個人の損害賠償請求意識の高まりから訴訟となることが多く、またその損害賠償額は高額化しています。平成23年11月1日に横浜地裁判決で示された損害賠償額は5億円を上回りました。従業員の交通事故が企業経営までも脅かすことのないよう、しっかり安全運転管理に努めることが肝要です。

交通事故での高額賠償判例

(人身事故)

認定総損害額	判決年	裁判所	被害態様	被害者
5億2,853万円	平成23年	横浜地裁	死亡	医師 41歳男性
3億9,725万円	平成23年	横浜地裁	後遺障害	大学生 21歳男性
3億9,510万円	平成23年	名古屋地裁	後遺障害	大学生 20歳男性
3億8,281万円	平成17年	名古屋地裁	後遺障害	会社員 29歳男性
3億7,886万円	平成19年	大阪地裁	後遺障害	会社員 23歳男性
3億6,750万円	平成18年	大阪地裁	死亡	医師 38歳男性

(物損事故)

認定総損害額	判決年	裁判所	被害物件
2億6,135万円	平成6年	神戸地裁	呉服等の積荷
1億3,580万円	平成8年	東京地裁	パチンコの店舗
1億2,037万円	昭和55年	福岡地裁	電車・線路等
1億1,798万円	平成23年	大阪地裁	トレーラー
1億1,347万円	平成10年	千葉地裁	電車

出典：交通事故民事裁判例集、自動車保険ジャーナル、判例タイムズ。



「使用者責任(民法715条)」とは？ 使用者は、被用者の選任・監督について相当の注意を払ったことを立証しない限り、第三者に加えた損害を被用者と連帯して損害賠償責任を負う制度です。

酷暑を乗り切るためにしっかり水分補給をしましょう！

今夏の気温は東日本では平年並みかそれよりも高く、西日本では平年並みとの予想が気象庁から発表されています。熱中症予防のひとつ「水分補給」についてご紹介いたします。

とっても大事な水分の役割

からだに含まれる水分は、血液、リンパ液、消化液などで体重の6～7割くらいを占め、からだのすみずみに分布して神経・臓器・筋肉の機能を正しく保つ役割があります。

高齢者が脱水症状になりやすい理由

とくに高齢者は喉の渇きを感じにくく、水分補給が遅れがち。また、食事の全体量が減るため水分摂取量自体が減ってしまいます。

水分を失いやすい理由として、『腎臓機能や筋肉量が低下する利尿作用のある薬』を飲んでいることが挙げられます。

飲むタイミングと量

私たちは、普通に過ごしていても汗や尿、呼吸などで1日に約1500～2500mlの体液を失っているため、喉の渇きを実感しなくても水分補給が必要です。

1日の水分摂取量の目安は、コ

ップ1杯程度(200ml程度)を1日6～8回くらい、必要以上からだを冷やさぬよう常温に近い状態で飲むといいでしょう。タイミングは、朝起きた時、朝食、昼食、夕食、入浴後、寝る前などです。

無理なくできる水分補給テクニック

1日の必要量を把握するために500mlくらいの自分専用ペット

ボトル数本を用意しておくことで飲みだ目安がわかり便利です。

食塩とブドウ糖を混合した経口補水液を適度に取混ぜて、ゼリー状にするなど工夫し、喉が渇く前にタイミングを見計らいながら水分を補給し、熱中症を防ぎましょう。



甘さすっきりオレンジゼリー

材料：3個分

- 濃縮還元オレンジジュース.....300cc
- グラニュー糖.....大さじ1 1/2
- 粉ゼラチン.....5g
- オレンジ(トッピング).....適量
- ヨーグルト(トッピング).....適量



作り方

①オレンジジュースを鍋に入れて火にかけ、グラニュー糖、粉ゼラチンを入れよく混ぜて溶かす。

②①を濾してカップに入れて粗熱を取り、冷蔵庫で冷やし固める。

③固まったらスライスしたオレンジ、ヨーグルトをトッピングする。



保険のことは、日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。

安心して暮らしていくために必要不可欠な保険について、私たちが持っているスキルを生かし、保険を必要としている方に、その方の立場になって、最善のものをご提供していくこと、これが私たちの考えるお役立ちの原点です。保険を通して「安心」と「ゆとり」をご提供します。

— 取扱会社 —

- 東京海上日動火災保険
- 東京海上日動あんしん生命
- ソニー生命
- アクサ生命
- アフラック
- アイ・エヌ・ジー生命
- オリックス生命



保険の総合コンサルタント 株式会社 オリент保険サービス

福岡市中央区笹丘1-18-1 〒810-0034
TEL.(092)752-1811(代) FAX.(092)752-1822
E-mail. info@orient.jp
HP. http://www.orient.jp/

関係会社：(株)西日本インシュアランスビジネス
(株)アイエス



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス http://www.nihondaikyoo.or.jp/